

## 税の申告が始まります！

個人住民税（町道民税）、国民健康保険税の申告と所得税の確定申告の受付が始まります。

**申告の受付期間は 2月17日から3月17日です。**  
例年、申告期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

### ◆申告の必要な方

1月1日現在で町内居住の次に該当される方。

#### ☆所得税の確定申告

①所得の合計額が所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）を超える方。

②医療費や住宅ローン控除などの税額控除を受ける方。

#### ☆個人住民税の申告

①給与以外に所得のあった方。

②不動産（地代、家賃など）・配当などの所得のあった方。

③公的年金受給者で社会保険や生命保険料控除などを受けようとする方。

④退職などで年末調整を受けていない方。

⑤会社から給与支払報告書が役場に届かない方。

（住民税を給料から天引きされない方。）

⑥生命保険の満期金など一時所得のある方。

※所得税の確定申告をした方は住民税の申告は必要ありません。

### ◆申告に必要な書類

①平成25年中の収入がわかる書類  
（給与・年金の源泉徴収票、報酬などの支払い調書、収入・経費のわかる帳簿など）

②所得控除の資料  
（社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、寄附金などの領収書・証明書）

③障害者手帳、療育手帳、障がい者控除対象者認定書  
（本人又は被扶養者が認定を受けている場合）

④印鑑

#### 【お問い合わせ】

役場企画財政課町民税係 Tel 2・1214

## 灯油などの購入費を助成します

灯油価格の高騰にともない、臨時的な対策として昨年に引き続き、高齢者世帯などを対象に灯油購入費の助成を行います。下記の概要をご確認いただき、該当される方は期間内に申請をお願いします。

■助成額 一世帯 10,000円（金融機関口座へ振込）

■申請期限 平成26年3月10日まで

※期間内の土日、祝日を除く期間随時受け。

■申請場所 役場保健福祉課社会福祉係  
役場若佐支所・役場浜佐呂間出張所

#### ■申請に必要なもの

○印鑑 ○振込先金融機関の通帳

#### ◆対象世帯

平成25年度分の町民税非課税世帯で、支給決定日現在に、本町に住所のある方のうち次の①～⑥のいずれかに該当する世帯。ただし、福祉施設入所世帯、3ヵ月以上の長期入院世帯、冬期間町外に滞在されている世帯を除く。

☆対象要件

①生活保護世帯。

②65歳以上（平成26年3月31日現在）の単身世帯及び夫婦世帯。

③65歳以上（平成26年3月31日現在）の高齢者を含む世帯。

④ひとり親世帯で、18歳未満の者を扶養又は監護している世帯。（20歳未満の学生を含む）

⑤1・2級の身体障がい者が世帯主又は同居する世帯。

⑥1級の精神障害者が世帯主又は同居する世帯。

⑦療育手帳がAランクの知的障がい者が世帯主又は同居する世帯。

※対象世帯には個別に通知していますが、該当するにも関わらず申請書類が送付されていない世帯や不明な点がある方はお問い合わせください。なお、申請後の生活実態などの調査により支給にならない場合もありますのでご了承ください。

#### 【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

## 災害情報を提供します

消防車がサイレンを鳴らして家の近くを通った時など家の近くで何かあったか気になったことはありませんか？そんな時、その時起きている災害の情報を「災害情報案内ダイヤル」で聞くことができます。

◆災害情報案内ダイヤル Tel 0158・49・2131

※災害情報を119番へ問い合わせしないよう、ご協力をお願いします。

## 公的年金などを受給されている方へ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です。

※源泉徴収された税額の還付を受ける場合などは、確定申告を提出することができます。

☆税務署への確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関するお問い合わせは、役場企画財政課町民税係までお願いします。

#### 【お問い合わせ】

北見税務署 Tel 0157・23・7151

役場企画財政課町民税係

Tel 2・1214

## 子宮頸がん検診のお知らせ

近年、20～40代の若い年代の女性に増えている子宮頸がんは、定期的に検診を受けることで、がんになる前段階で発見できるとわれています。子宮頸がんの予防や早期発見のために多くの方の受診をお待ちしています。

■検診日程 平成26年2月22日

○若佐コミセン 受付9～10時

○町民センター 受付13～14時

■申込締切 平成26年1月24日

■検診対象者 20歳以上の女性

※自覚症状（痛み・出血など）がある方や病院で経過観察の指示が出ている方には、医療機関での受診をおすすめしています。

#### 【申込・お問い合わせ】

役場保健福祉課保健推進係

Tel 2・1212

#### ☆無料クーポンの活用を!!

節目年齢の方に無料クーポンを交付しています。ご利用ください!

○対象者（H25.4.1現在の年齢）

20・25・30・35・40歳の方

## 給与所得者の還付申告について

給与所得のある大部分の方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税が精算されるため、確定申告は不要です。ただし、次の場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

①マイホームを住宅ローンなどで取得した場合など

②多額の医療費を支払った場合

③災害や盗難にあった場合

④年の途中で退職し、再就職していない場合など

それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な書類などは、国税庁ホームページなどで事前にご確認ください。なお、平成25年分の還付申告については、平成26年1月6日から行えます。

※税務署の閉庁日（土日・祝日など）は税務署での確定申告は行っていません。

## 冬期間会社を退職される方は国民年金加入届出を!!

冬の間会社を退職される方で、厚生年金加入者ではなくなる20歳以上60歳未満の方は、役場窓口で国民年金への加入届出が必要です。また、冬の間会社を退職されたため、厚生年金加入者ではなくなる配偶者に扶養されていた、20歳以上60歳未満の方（国民年金第3号被保険者）も、役場窓口で国民年金第1号への変更届出が必要です。

年金手帳などの基礎年金番号がわかるものと印鑑を持参して役場町民課戸籍年金係までお越しください。

#### 【お問い合わせ】

役場町民課戸籍年金係

Tel 2・1213

## 平成26年佐呂間町消防出初め式について

平成26年佐呂間町消防出初め式が下記のとおり行われます。出初め式に伴いサイレンを吹鳴しますので、ご了承ください。

■日 時 平成26年1月6日

観閲式 10時～

場 所 消防署佐呂間出張所前

■サイレン吹鳴時間

○8時30分

○吹鳴場所

佐呂間市街・浜佐呂間・若佐・栄各地域

## Information Board

## 情報掲示板

## 嘱託職員募集のお知らせ

町では、特別養護老人ホームの新年度、嘱託職員を募集します。

#### ■募集職種及び人員

介護職員 若干名

#### ■応募資格

介護福祉士の資格を有する方又はヘルパー2級以上の資格を有する方。（取得見込含む）

#### ■申込方法

履歴書、介護福祉士証又はヘルパー2級以上の修了証明書の写しを持参又は郵送で提出。（取得見込みの方は取得見込証明書）

#### ■採用予定年月日

平成26年4月1日

#### ■申込期限

平成26年1月31日

#### 【申込・お問い合わせ】

役場総務課総務係

Tel 01587・2・1211

後期高齢者医療制度のお知らせ  
高額介護合算療養費及び医療費通知について

■高額介護合算療養費について  
医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。  
※後期高齢者医療制度又は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。  
※支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆自己負担限度額表

○1年分の自己負担額の計算期間  
[8月1日～翌年7月31日]

負担割合	区分	自己負担額 合計の基準	
3割	現役並所得者	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ※1	31万円
		区分Ⅰ※2	19万円

※1世帯全員が住民税非課税である方。  
※2世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）又は老齢福祉年金を受給している方。

【申請・お問い合わせ】

役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212

■医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成26年3月末（平成25年7月～12月診療分）に行います。

◆新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、北海道後期高齢者医療広域連合又は役場保健福祉課へご連絡ください。

※電話でのご連絡だけで手続きできます。

○すでに発行希望のご連絡をいただいている方については、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

○この通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをされる必要はありません。

○この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書代わりとすることはできません。

【お問い合わせ】

北海道後期高齢者医療広域連合  
Tel 011・290・5601

役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212

交通事故の援護制度があります

交通事故被害者の皆さんに、下記のような援護制度がありますのでご利用ください。

『交通遺児等育成資金貸付（無利子）』

- 対象  
自動車（バイク含む）事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障がいを残すことになった家庭の子で、0歳から中学卒業まで。
- 貸付金額 1人につき最初一時金155,000円  
以降月学20,000円  
小・中学校入学時に入学支度金44,000円
- 返還方法 貸付終了後、月賦又は月賦・半年月賦併用による20年以内での返還。
- その他 高校、大学などに在学中は返還猶予可。

『重度後遺障がい者介護料支給』

- 対象  
自動車（バイク含む）事故により、脳・脊髄又は胸腹部臓器に損傷を受け、常時又は随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方。（自損・他損は問いません。）
- 支給額 月額29,290円～136,880円  
上記の範囲で障がいの程度、介護費用の支出に応じて支給。（短期入院費用別途支給）
- 注意 介護保険サービス、労災の介護給付などとの併用はできません。

【申込・お問い合わせ】

独立行政法人 自動車事故対策機構 旭川支所  
Tel 0166・40・0111

冬季の節電へご協力をお願いします

国の省エネルギー・省資源対策推進会議で、北海道は平成22年度比で6%以上の節電要請が決定されました。下記のとおり、各ご家庭で節電の取組にご理解とご協力をお願いします。

◆期間・時間・節電目標

- ①6%以上（H22年度比）の数値目標を定める節電  
期間 12月9日～平成26年3月7日  
時間帯 16時～21時
- ②数値目標を定めない節電  
①の期間と時間帯を除く12月2日～平成26年3月31日までの8時～21時。  
※土日・休日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く。  
※気温の低下、降雪時などは需要が拡大するため、特にご協力をお願いします。  
※高齢者、障がいのある方は可能な範囲でお願いします。

保育所の入所児募集

平成26年度佐呂間町保育所及びへき地保育所の入所児を、次により募集します。

各保育所では、佐呂間の自然や地域環境を活かした保育に心がけ、毎月のお誕生会をはじめ遠足や運動会、お遊戯会などいろいろ楽しい行事も計画しています。

☆佐呂間保育所

- 入所資格  
平成26年4月2日をもって満6ヵ月以上の乳幼児で、
- ①両親が勤めに出ているため乳幼児の保育ができず、同居の方も保育できない場合。
- ②両親が自宅で乳幼児と離れて家事以外の仕事をしているため、乳幼児の保育ができず、同居の方も保育できない場合。
- ③母親が出産の前後、病気などで保育ができない場合。
- ④全項目以外で私的な理由により入所を希望する場合。（3歳以上が対象）
- ⑤保育所へ通所可能な乳幼児。
- ※入所は家族構成、家族の状況などにより決定されます。
- 開設期間 4月1日～翌年の3月28日
- 保育時間 8時～16時
- ※保育者の仕事の時間により延長することも可能です。

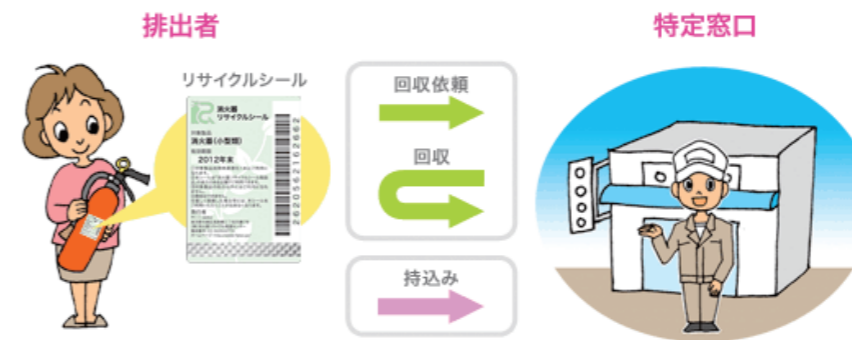
☆へき地保育所

- 入所資格  
平成26年4月中旬に満3歳となる幼児から就学前の幼児。（5月以降も、満3歳になる誕生月の1日から入所することができます。）
- 入所募集保育所  
若佐保育所・浜佐呂間保育所
- 開設期間 4月5日～翌年3月25日
- 保育時間 8時～16時

☆共通事項

- 申込期間 1月6日～1月31日
- 申込先  
佐呂間保育所、若佐保育所、浜佐呂間保育所、役場保健福祉課社会福祉係に必要書類を設置していますので、必要事項を記入し、提出してください。  
※現在入所されている方も申込が必要です。なお、入所説明会は、後日保育所ごとに実施する予定です。
- 保育料  
保育料は、前年の世帯員の所得税合算額により決定されます。
- 【お問い合わせ】  
佐呂間保育所 Tel 2・3647

消火器廃棄方法のお知らせ



佐呂間町では、消火器の収集・処理を行っていません。消火器の処分は（社）日本消火器工業会が地域の販売代理店などと協力して行っています。詳しくはお近くの窓口へお問い合わせください。  
※消火器の処分にはリサイクルシール代及び運送・保管費用が必要になります。2010年以降に製造された消火器にはシールが貼られています。  
■リサイクル申込窓口  
引き取り窓口は、消火器リサイクル

推進センターのホームページで検索できます。（近隣では北見市、遠軽町）  
<http://www.ferpc.jp/accept/>  
■郵送でも回収依頼できます！  
必ず事前に電話又はインターネットで申込が必要です。  
○ゆうパック専用コールセンター  
Tel 0120・822・306  
<http://www.fecycle.jp>  
【お問い合わせ】  
（社）日本消火器工業会  
Tel 03・5829・6773

町営住宅空家状況

12月11日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

- <公募期間のある町営住宅>  
■若佐第2団地  
2階建3LDK 2階1戸15,700円～  
※公募期間終了のため空家状況については、お問い合わせください。
- <随時入居可能な町営住宅>  
■栄団地  
2階建3LDK 1階1戸15,300円～  
2階建3LDK 2階1戸15,300円～
- 宮前団地  
2階建2LDK 1階1戸21,300円～（高齢者又は身障用）
- 西富団地  
2階建3LDK 1階1戸15,400円～
- 浜佐呂間第3団地  
2階建3LDK 2階1戸16,300円～  
※上記の他にも入居可能な住宅がありますので詳しくはお問い合わせください。
- 【お問い合わせ】  
役場建設課管理係 Tel 2・1210

